

平成25年6月14日（金曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成25年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（16名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
4番	伊賀光男君	5番	高橋利典君
6番	（欠番）	7番	渋谷秀夫君
8番	高橋幸彦君	9番	尾口慶悦君
10番	色川晴夫君	11番	赤間 洵君
12番	太齋雅一君	13番	後藤良郎君
14番	片山正弘君	15番	菅野良雄君
16番	今野 章君	17番	阿部幸夫君
18番	櫻井公一君		

欠席議員

3番	高橋辰郎君
----	-------

説明のため出席した者

町 長	大橋健男君
副 町 長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財 務 課 長	舘山 滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井 純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西 傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君

危機管理監兼 環境防災班長	阿部 祐一 君
震災復興対策監	小松 良一 君
総務管理班長	太田 雄 君
教 育 長	小池 満 君
教 育 課 長	櫻井 光之 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 幹 佐々木 弘子

議 事 日 程 (第1号)

平成25年6月14日(金曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6月14日から6月19日まで6日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 請願第 1号 年金2.5%の削減中止を求める請願について(継続審査)

〃 第 5 報告第 2号 平成24年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 6 報告第 3号 平成24年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 7 報告第 4号 平成24年松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 8 報告第 5号 平成24年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 9 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例の一部改正)

〃 第10 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(松島町都市計画税条例の一部改正)

〃 第11 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(松島町国民健康保険税条例の一部改正)

〃 第12 議案第59号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について(提案説明)

- 〃 第 1 3 議案第 6 0 号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 4 議案第 6 1 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 5 議案第 6 2 号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 6 議案第 6 3 号 松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 7 議案第 6 4 号 権利の放棄について（提案説明）
- 〃 第 1 8 議案第 6 5 号 工事請負契約の変更について（提案説明）
- 〃 第 1 9 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度松島町一般会計補正予算（第 2 号）について（朗読説明）
- 〃 第 2 0 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 1 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 2 報告第 6 9 号 平成 2 5 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 3 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 4 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度松島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 5 議案第 7 2 号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（櫻井公一君） それでは、平成25年第2回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

仙台市[]ほか、3名の皆様です。

なお、3番高橋辰郎議員でありますけれども、現在入院療養中のため6月定例会を欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせをしておきます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、14番片山正弘議員、15番菅野良雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの6日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの6日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様方には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに報告をいたします。

8月1日より本町のPRと震災からの復興のイメージアップを図るため、原動機付き自転車の新たな課税標識、ナンバープレートを導入いたします。この標識は、景勝地松島の海の風

景と五大堂を配した日本三景松島を象徴するデザインとなっております。

新標識の対象は、50CC以下、90CC以下、125CC以下の3種類とし、当該標識の交付につきましては、現在登録されている方が新標識を希望する場合は交換を行います。また、新規登録される方につきましては、現行の標識と新標識のどちらかを選択できるものとしております。なお、本日資料をお配りさせていただいたところでございます。

次に、東日本大震災の道路等の災害復旧のため、昨年度に引き続き今年度においても他県の自治体から技術職員7名と、県より任期つき職員4名を派遣していただき、町道及び下水道事業の災害復旧工事の業務を行っていただいております。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が4件、専決処分の承認が3件、条例等が6件、工事請負契約の変更が1件、平成25年度補正予算が6件、人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成25年3月1日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月1日第1回松島町議会定例会を招集し、15日までの会期において松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に係る基準に関する条例の制定、平成25年度一般会計予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

東日本大震災から2年を迎えた3月11日には、東日本大震災松島町2周年追悼式を行い、遺族、関係者など約200名が出席し、地震発生時刻の午後2時46分に犠牲になった方々に黙禱をささげたところであります。

3月27日には、みやぎ生活協同組合と、一人暮らし高齢者支援等を目的に、高齢者見守りの取り組みに関する協力協定を締結したところであります。

3月29日には、第1回松島町議会臨時会を招集し、平成24年度一般会計補正予算等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

3月31日には、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの松島オープニングイベントとして、被災地の復興へのシンボルとして、西行戻しの松公園に62本の桜の木の植樹を行ったところであります。

新年度になりまして、4月3日から5日まで、災害支援で昨年度職員を派遣していただいた岡山県井原市、本年度派遣の京都府宮津市、広島県廿日市市を訪れ、市長とお会いし御礼並

びに意見交換を行ってきたところでもあります。

4月9日には、町内の各幼稚園、小学校、及び中学校の入学、入園式が行われました。

4月15、16日には、災害支援で職員を派遣していただいている秋田県秋田市、にかほ市、また本町の震災瓦れき受け入れでご協力をいただいた山形県酒田市を訪れ、市長等とお会いし、御礼並びに意見交換等を行ってきたところでもあります。

4月29日には、台湾の前台南県長が来町し、復興支援のため台湾からの観光ツアーも考えたいとの提案を受けております。

5月9日には、豪華客船ふじ丸が石巻港へ寄港し、石巻市や松島町などで構成する石巻港大型客船誘致協議会による歓迎行事で、乗船客をお迎えいたしました。なお、この石巻港、仙台塩釜港、松島港の3港が統合され、新たな仙台塩釜港が誕生したところであり、平成30年後半を目標として、物流機能や港湾観光拠点機能の強化等が計画されております。

5月10日には、行政区長会議を役場で開催し、震災復興計画及び災害復旧、復興事業等を説明し、また地域の状況等について、意見要望をいただいております。

5月19日には、台湾の台南市副市長が来朝し、激励の言葉をいただくとともに、元気な松島をPRしたところでもあります。

5月26日、27日には、絵本の読み聞かせをストーリーに盛り込んだ映画「じんじん」の松島町先行上映会が行われ、スクリーンには松島の景色や、エキストラとして出演した町民の皆さんもたくさん映し出され、2日間で559人が鑑賞したところでもあります。

5月27日には、宮城黒川地方町村会臨時総会が開催され、任期満了に伴う役員改選の結果、会長を初め全ての役員が再任されたところでございます。

5月29日には、宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催され、福島第一原発事故で発生した指定廃棄物の最終処分場を県内に設置する方針について、国より説明を受けたところでございます。

6月2日には、第53回町民ふれあいスポーツを開催し、約400人の方に参加をいただき、ふれあいリレー及び各種スポーツに汗を流し、楽しんでいただきました。

6月8日には、サイクルエイドジャパン2013が開催され、浪打浜の県営第5駐車場をスタートとし、白石へ向かうコースに県内外から約240名の自転車愛好家が参加し、さわやかな風のもと、宮城路を快走したところでもあります。

次に、要望等でございますが、5月1日に国土交通省東北地方整備局長に対し、一般国道45号に係る事業推進についての要望書の提出を行っております。

そのほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいいたします。

○議長（櫻井公一君） これで、町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。3月22日、4月24日、5月22日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願・陳情・意見書等の受理は1件であります。内容は記載のとおりであります。

請願・陳情・意見書等の処理は5件であります。内容は記載のとおりであります。

国・県に対する要望等であります。5月29日に宮城黒川地方町村議会議長会の議長、副議長と一緒に直接復興庁へ要望しております。要望内容は記載のとおりです。

行政視察であります。5月23日に宮城県議会大震災復旧・復興対策調査特別委員会が、東京電力の福島第一原子力発電所事故による風評被害の調査のため、来町しております。

会議等であります。3月1日の平成25年第1回松島町議会定例会を含め総件数59件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。5月1日に松島議会だより第114号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

委員会調査についてであります。4月25日に第1常任委員会です。所管事務調査のため、東北大学多元物質科学研究所において、東北放射光施設構想について調査しております。また、5月21日から23日の日程で、第2常任委員会が滋賀県長浜市、岐阜県中津川市を視察しております。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、3月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区環境組合議会、塩釜地区消防事務組合議会です。議員の皆様ご苦労さまでございました。

以上で、一部事務組合の議会報告を終わります。

日程第4 請願第1号 年金2.5%の削減中止を求める請願について（継続審査）

○議長（櫻井公一君） 日程第4、請願第1号年金2.5%の削減中止を求める請願についてを議

題とします。

本件につきましては、平成25年第1回定例会に請願が提出され、第2常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。

請願第1号の審査結果についてご報告いたします。

件名・請願第1号年金2.5%の削減中止を求める請願

審査の期日・場所、平成25年3月25日月曜日、議員控え室ほか記載のとおりであります。

出席委員、後藤良郎副委員長ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた参考人、全日本年金者組合松島支部支部長■■■■氏、同じく■■■■氏の両名でございます。

採決の結果は、採択すべきものとなりました。

審査の概要について申し上げます。平成25年3月1日、当委員会に付託された請願第1号年金2.5%の削減中止を求める請願に関する審査概要は、次のとおりである。

当委員会では、審査を行うに当たり、参考人に出席を求め、請願の趣旨及び内容について説明を受け、その後に質疑を交え意見交換を行った。

昨年11月政府は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律を成立させた。現在の公的年金は、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために、平成12年から14年に特例措置を行い、物価スライド制を行わず、年金額を据え置き、その後も物価の下落が続いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準の年金額が支給されている。この特例水準により本来の給付水準に比べて、毎年1兆円の給付増となっており、過去の累計で約7兆円ほど年金が過剰な給付があったと指摘されている。そのため、国（政府）は現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなぐため、そして世帯間の公平を図るために、平成25年度（10月）から平成27年度までの3年間で特例水準を解消するとしている。

参考人の説明によると、国は2000年から2002年（平成12年から14年）における1.7%の物価スライド分を特例措置として据え置き、2011年まで10年間凍結してきた。それが2010年に突然特例水準と本来水準を持ち出し、もらい過ぎ年金の解消を言い出してきたものである。現在の社会状況は、灯油など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額等で、高齢者の生活が厳しさを増しており、さらに、来年4月からの消費税引き上げが重なってくる。特例水準の解消は、年金0.9%以上も年金を削減するマクロ経済スライドに連動し、限りなく年金削減への流れへと続いていくと思われる。高齢者の生活と地域

経済を守るためにも、年金2.5%削減中止を求める意見書を国に提出してほしいというのが、請願の趣旨である。

参考人との意見交換並びに、その後の審査会における主な意見として次のようなものが出された。

年金制度の安定した運営のためには、特例水準の解消は必要措置であると思うが、その点をどう考えているか。これに対し、保険料を納める人が減り、年金収支は悪くなり、運営基盤はさらに弱くなると考えると回答されております。

給付増は将来世帯に負担を強いるのではないか。という問いに、現在の年金受給者だけ限定して行われるものではなく、将来世帯にも適用されていくものであると回答されている。特例水準の据え置きをいつまでも継続することはできない。高齢者の生活も重要（大事）であるが、年金制度を破綻させてはいけない。

年金制度を危うくしている原因は、ほかにある。1つには国民年金の繰上受給率が2010年度末で42.9%、2つ目は国民年金の納付率が、2010年度（現年度分）で59.3%、そして3つ目に国民年金の全額免除者が29%となっていると回答されております。

支給開始年齢、受給資格期間、最低保障年金や世帯間の公平問題等々、年金制度の抜本的改正が必要な時期を迎えている。

2000年から2002年までの特例措置は、当時の政権が高齢者優遇の政策として決めたものであり、ここに来て過払いの影響が深刻となり、昨年11月国会において改正国民年金法が成立した。当初の法案では、昨年10月から減らす計画だったが、通常国会で成立せず、年金受給者のことを考え、2013年から3年間で減額することで決着したものである。国会で審議を尽くし、成立した法律であることを考えるべきである。

法律遵守すべきことはわかるが、現在の高齢者を取り巻く経済状況は大変厳しいものがある。特例水準はもうしばらく継続すべきと思う。

審査においては、これら以外にもいろいろ意見が出され、議論を重ね、その後に採決を行った。採決の結果、請願第1号年金2.5%の削減中止を求める請願は、賛成多数で採択すべきものと決せられた。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。最初に、もう1回手を挙げてください。それでは、13番、最初に反対の立場からでよろしいですか。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。

それでは、請願第1号年金2.5%の削減中止を求める請願について、委員長報告に反対し、原案に反対する討論を行います。

平成16年の年金制度改正により、物価スライドにかわる新たな公的年金額の改定方式として、マクロ経済スライドが導入されました。マクロ経済スライドは、年金額を物価のみに連動して改定するのではなく、少子高齢化や平均寿命の伸び率などを考慮して、年金改定幅の抑制を行うものであり、平成17年4月から採用されております。

平成11年から13年に物価が下落し、物価スライドを適用すれば、平成12年から14年の3年間の累計で1.7%の年金額引き下げとなるべきところ、当時の厳しい社会経済情勢に配慮した特例として、支給額が据え置かれ、さらにはその後も賃金、物価の下落傾向が続いたことから、現在の年金額は本来の給付水準よりも2.5%高くなっております。

特例水準の解消は、政府の社会保障税一体改革大綱にも明記されており、本来よりも高い水準にある公的年金額を平成25年から27年にかけて3段階で減額する国民年金法改正案が平成24年11月16日民主自民公明3党などの賛成多数で可決されました。

高齢者の生活を支えている年金は、厳しくなっている現状というのはそのとおりであります。その生活を支えることを否定するものではありませんけれども、この請願の趣旨が法律が成立したことが大前提であれば、違う形を国に対して求めるべきではないのか。違う形を求めていくことは若者を含め、国民の全体の年金、高齢者の生活を支える年金制度を求めていくことがふさわしいと考えるものであり、委員会でも意見が大きく2つに分かれたところであります。

現行の年金制度の根幹にかかわる問題であり、デフレ下においては物価の下がっている状況で、それを考慮した上でのマクロ経済スライドになっております。今後景気浮揚によって逆にインフレ傾向になった場合、逆のスライドにもなるので、現行の2.5%削減にするということは、現行制度維持という部分では大切なところでもあり、これを否定することはまた現行制度の維持からという問題にもかかわってくると考えます。

特例措置による過払い額は累計で7兆円に達しており、特例水準の解消までさらに2.6兆円が必要と見込まれております。物価が下落する中で、本来の水準よりも高い年金が支払われていたことを考慮すれば、年金制度の持続可能性の維持や、世代間の負担の公平性を図るた

め、特例水準の是正はやむを得ないものと考えます。

なお、低所得の年金受給者に対し、納付期間に応じて最大で月額5,000円を支給する年金生活者支援給付金法案も平成24年11月16日同時に可決され、低年金者には一定の配慮がされているところであります。

以上を申し上げ、委員長報告に反対し、本請願に反対する討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。16番 今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、請願第1号年金2.5%の削減中止を求める請願に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

先ほど委員長からもいろいろとご報告がなされました。そこに報告されている内容ということになるかと思いますが、私のほうからぜひ本請願を議員各位に賛同いただいて、採択をしていただきますように賛成の立場から討論をさせていただきたいというふうに思います。

我が国の高齢者人口、65歳以上の人口は平成23年9月現在の統計で、推計で2,980万人ということになっております。総人口に占める割合は、23.3%ということで、まさに年金は国民の4人に1人、本町においては3人に1人となっている高齢者の生活を支える、まさに命綱になっているということができるとかと思えます。

今回の2.5%の削減につきましては、政府が2000年から2002年の3年間物価が下落をしたと、そのときに高齢者の生活が大変だろうということで配慮をして、与野党が一致をして年金を据え置くと、こういう措置をとったわけでありまして。そして、その解消については物価が上昇したときに相殺をすればいいと、こういうことで進んできたのでありますけれども、残念ながらそうしたことを反故にして、突然特例というような言葉を出しながら、2.5%の削減をしようということになってきたというのが、この間の流れだと思えます。

現在は、安倍政権になっているということで、安倍政権はたしか2年で2%の物価上昇目標を掲げているということでありまして、このことを考慮すれば過去の分まで今年金引き下げを行う必要性はないのではないかと、言えるのではないかと、このように考えるものであります。

また、2003年度以降は前年の物価指数をもとに、2012年までに2.2%の年金削減が既に行われてきております。問題は、年金の切り下げの根拠とされているこの物価指数、この物価を引き下げるのに大きく寄与しているのが、テレビであるとか、冷蔵庫、あるいはパソコン、カメラ、あるいは家具、こういった耐久消費財ということになっております。生活必需品で

ある食料品であるとか、灯油など光熱水費というのはこの間ずっと上昇を続けてきているにもかかわらず、こうした耐久消費財が値下がりするという中で、物価指数が下がっている。その中で、年金も引き下げられているということを見ておかなければならないというふうに思います。

この春以降も、生活雑貨などの値上げという問題が新聞等々でも報道をされているところがございます。なお、2000年以降は介護保険制度であるとか、後期高齢者医療制度が創設をされているわけです。それぞれ、保険料などの徴収がされ、2年あるいは3年ごとに保険料が上がる仕組みになっている。

これらは、上がる仕組みになっているにもかかわらず、この物価指数を凶る基準には入っていないということで、高齢者の生活実態からかけ離れた物価指数というものに基づいて、年金というものの引き下げが行われているのではないかというふうに私は思うのであります。そのことによって、年金が削減をされ続けるということになれば、これもまた問題であるというふうに思います。

さらに、2004年の年金制度の見直しにおいて、少子高齢化の進行のもとで、このままでは年金制度が持たないということで、年金を現役労働者の平均賃金の50%まで年金水準を引き下げると、こういうことが決まったわけでありまして。いわゆる先ほど反対討論の中にありましたマクロ経済スライドということになるわけでありまして、その調整率は、委員長報告にもありましたように0.9%というふうに言われております。

しかし、現状は少子高齢化の高齢化率、あるいは少子化というものが当時2004年とまた大きく変わってきておりますから、この0.9%におさまるかどうかということすらわからない状況になっていったと思います。いずれにしても、最低でもこの0.9%を政府としては毎年年金から削っていきこうと、こういう考え方になっているということでありまして。

さらに、最近では年金支給年齢の引き上げなども持ち出されているということがされておりまして、こういう年金の改悪というものが続いていくなれば、いわゆる年金制度に対する若者の信頼を低下させて、保険料の未納の拡大が進行する、あるいは年金の崩壊ということにもつながりかねないということが言えるのではないかと私は思うのであります。

年金制度の安定した運営のためということで、年金を減らし、その分を将来の世代の年金財源に充てるんだというふうに言っているわけでありましてけれども、それだけでは100年安心の年金制度ということにはならないのではないかと思います。年金削減を本当に注視をして、無年金、低年金の問題を解決するということも含めて、最低保障年金制度を確立すると、こ

ういった抜本的な転換を図っていくということが必要であるということ、私のほうからまた申し上げさせていただいて、本請願に対する各議員の賛同をいただけますようお願いをし、年金2.5%の削減中止を求める請願に対する賛成討論ということにさせていただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第1号を採決します。

請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 済みません、もう一度お願いします。

起立多数であります。よって、請願第1号年金2.5%削減中止を求める請願については採択することに決定されました。

日程第5 報告第2号 平成24年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、報告第2号平成24年度報告度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第2号平成24年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、申請者20名分の住宅の建築工事について年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であり、平成25年9月下旬までにすべて完了する見込みとなっております。

松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業、手樽築復興まちづくり拠点施設整備事業、松島地区等避難施設整備事業、備蓄倉庫整備事業、耐震性貯水槽整備事業、自家発電整備事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する事業であり、松島町津波避難計画との整合性を図る必要性から、施設の実施設計業務について、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成25年9月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業につきましては、東日本大震災復興交付金事

業として実施する事業であり、事業の調査測量設計業務について、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であります。平成25年12月下旬までに完了見込みとなっております。

本郷地区防災広場整備事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する事業であり、城内地内に防災広場を整備する測量設計業務について、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成25年6月下旬までに完了見込みとなっております。

漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）、松島地区安全・安心まちづくり基盤整備事業（避難場所：三十刈地区）、松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難所：石田沢地区）、松島東浜地区避難場所整備事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する事業であり、事業の調査測量設計業務について、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であります。平成25年12月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区等復興まちづくり計画策定事業につきましては、津波避難計画における宮城県との調整に時間を要することから、年度内完了が見込まず、繰り越した事業であり、平成25年9月下旬までに完了見込みとなっております。

高城コミュニティセンター建設実施設計業務につきましては、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であり、平成25年7月下旬までに完了見込みとなっております。

高城コミュニティセンター整備事業につきましては、当初平成25年度事業として実施する予定でありましたが、平成24年度の国の第1号補正予算の成立に伴い、事業を前倒したことから、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であり、平成26年3月下旬までに完了見込みとなっております。

都市再整備計画事業効果分析調査事業につきましては、当初平成25年度事業として実施する予定でありましたが、平成24年度の国の第1号補正予算の成立に伴い、事業を前倒したことから、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であり、平成26年3月下旬までに完了見込みとなっております。

仮庁舎建設実施設計業務及び仮庁舎盛土材敷均工事につきましては、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であり、平成25年5月に完了となっております。

3款民生費1項者貝福祉費の保健福祉センター太陽光発電・蓄電池設置事業につきましては、国及び県との協議に時間を要したことから、工事請負契約が平成25年3月となったため、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であります。平成26年3月下旬までに完了見込みと

なっております。

2項児童福祉費の松島保育所シロアリ被害応急対策事業につきましては、シロアリ被害に対応するため、平成24年度3月補正予算に計上し、議決をいただいた事業であり、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であります。平成25年5月に完了しております。

3項災害救助費の災害等廃棄物処理事業につきましては、災害廃棄物の仮置き場として借用した土地の原状復旧工事であり、災害廃棄物の処理に平成25年3月中旬まで要したことから、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であります。平成25年6月下旬までに完了見込みとなっております。

6款農林水産業費3項水産業費の漁港施設機能強化事業（手樽地区）につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する事業であり、事業の調査測量業務について、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であります。平成25年12月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費2項道路橋梁費の町道手樽富山駅線ほか、道路整備事業、手樽柿ノ野浦地区避難路整備事業、町道高城・松島線ほか3路線道路整備事業、町道上竹谷・高城線ほか11路線道路整備事業、松島地区避難路整備事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する事業であり、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であります。設計がほぼ完了し、用地測量を実施中であり、平成25年12月下旬までに完了見込みとなっております。

橋梁維持事業につきましては、町道橋の橋梁点検について調査を実施中であり、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であります。平成25年12月下旬までに完了見込みとなっております。

狭隘道路（局部）改良事業につきましては、交差点隅切り工事について、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であります。平成25年9月下旬までに完了見込みとなっております。

町道内町線・内町支線道路整備事業につきましては、下水道災害復旧事業との調整に時間を要したことから、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であります。平成25年12月下旬までに完了見込みとなっております。

町道高城・桜渡戸線舗装補修事業、町道根廻・品井沼線外トンネル点検事業、ウォーキングトレイル整備事業につきましては、当初平成25年度事業として実施する予定でありましたが、平成24年度国の第1号補正予算の成立に伴い、事業を前倒したことから、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であり、平成26年3月下旬までに完了見込みとなっております。

5 項都市計画費の根廻磯崎線道路築造事業（磯崎地区）につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する事業であり、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であります。設計がほぼ完了し、用地測量を実施中であり、平成25年12月下旬までに完了見込みとなっております。

6 項住宅費の災害公営住宅整備事業につきましては、宮城県との協定による設計業務について、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であります。平成25年8月下旬までに完了見込みとなっております。

災害公営住宅防災広場整備事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する事業であり、美瑛の丘地内に災害公営住宅防災広場を整備する測量設計業務について、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であります。平成25年6月下旬までに完了見込みとなっております。

宅地かさ上げ等事業につきましては、申請者1名分のかさ上げ工事について年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であります。平成25年9月下旬までに完了する見込みとなっております。

10款教育費3項中学校費の中学校太陽光発電・蓄電池設置事業につきましては、国及び県との協議に時間を要したことから、工事請負契約が平成25年3月となったため、年度内完了が見込めず、繰り越した事業であります。平成26年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島中学校屋内運動場大規模改修事業につきましては、平成24年度3月議会にて議決をいただいた屋内運動場のステージ緞帳等の設置に係る工事について、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成25年5月に完了しております。

4 項社会教育費の埋蔵文化財包蔵地確認調査事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する事業であり、被災した住宅を建てかえる際の埋蔵文化財包蔵地の確認調査について、平成24年度で17件の確認調査を見込んでいたところ、対象件数が1件であったことから繰り越した事業であります。平成26年3月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費の農地災害復旧事業につきましては、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成25年5月に完了しております。

農業用施設災害復旧事業につきましては、水路、ため池、排水機場の施設災害復旧工事について年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であり、平成26年3月下旬までに完

了する見込みとなっております。

2項公共土木施設災害復旧事業につきましては、道路橋梁河川漁港の災害復旧に係る設計業務及び災害復旧工事について、資材確保及びJR等の関係機関協議に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成26年3月に完了する見込みとなっております。

4項その他公共施設公共施設災害復旧費の勤労青少年ホーム災害復旧工事復旧事業につきましては、平成24年度3月議会に議決をいただいた事業であり、年度内完了が見込めないことから、繰り越した事業であります。平成25年7月下旬までに完了する見込みとなっております。

以上で、一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） それでは、報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 色川です。それでは、3月議会も40事業が繰り越しになったと。今回本議会ではこの報告、水道とか下水を除いて24増えて、64事業になったと。そして、今回のこれからの下水道、それから水道も合わせると73事業が繰り越しかなとこう思いますけれども、これで全部なんですかね。この後また繰り越しとか何とかというのは出てくるということはないわけですか。これで、今まで、設計業務とか何とか、調査やっけていてまた増えるというようなそういうことはないわけですね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） これは24年度中に予算化をして、その分で見込めない分を議決をいただいて3月定例議会とあと3月下旬繰越明許したということであって、それが全部。それに対して、最初の議会に5月末以降の最初の議会に計算書を報告するというので今回これを報告している、計算書を報告しているということなんで、3月末で決まっている事業ということ報告しているの、ないとか、あり得ないということでございます。あと、24年度になればまた改めてこの繰越事業ができなければ事故繰越とか、25年度の当初予算であればこれは繰り越しするかどうかというのは、今後の問題であります。今現在は、この事業件数であります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

それで、今このように一生懸命ものすごい事業、この震災関係であるわけですね。それで、

今調査設計業務、それから用地測量、いろいろなされておるわけでありまして。それで、住民説明会もなされております。そういう中で、この計画の中で、全部が住民説明会する必要はないとは思いますが、説明会する必要があるその箇所、事業にどのぐらいの%で住民説明会が行われているんでしょうかね。ちょっとわかったら、アバウトでいいですから。正確ではなくていいですけども、半分まで行ったよとか、3分の1まで行ったよとかそういうことがあったら。

○議長（櫻井公一君） それでは、大卒ということで、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 復興交付金事業地元説明会ということで、建設課中心で一応行っております。その部分については、基本的には大体皆さんが賛成していただいているといたしますか、ほとんど理解していただいた形で進められているというふうに理解しております。何人かはいろいろとこの辺どうなんだべという部分もありますけれども、ほとんどの方は賛成されていると。一部住宅かかる人は今後進めなければならない部分もちろんございますけれども、そういった形で進めているという。

それから、まだ高城の農協さん前から駅前行って、それから町道、ローソンあたりまで、あの辺の路線はまだJRさんとの話が見つからないので、そこはまだやっております。それ以外はほとんど全部説明会1回やっていますので、大体の方向性は行っていますから、住民の方も一応理解していただいているというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今まさに課長言われるように、結局用地買収かかると自分のことになるわけですよ。この計画はほとんどの人が総論賛成なんです。ところが各論になってしまうと、自分の家が云々というふうになると、若干そういう首かしげる、だめだと、そういうときは説明会の中ではちょっと賛成しかねるというような方が中にはいらっしゃるかなと思います。海岸含めて、磯崎もちょっと聞いております。

そういうことで、これからその方々には十分やっぱり説明していただきまして、ご納得していただけるような方策をとっていただければいいのかなと思っておりますので、よろしくこれから頑張ってください。

それから、ごめんなさいね。文化財のことなんですけれども、ここに書いてありますけれども、5ページ、4項住宅を建てる際の文化財の埋蔵調査について、17件の確認調査を見込んでいたと。そしたら対象が1件であったというようなことでありますから、もちろん1件しか家建てなかったのかなとこう思っておりますんですけどもね。この辺は、まだこのと

ころはどういう状況だったんでしょうかね、埋蔵文化財がこの震災で皆やられたと、建てかえる見込みがあったのかどうか、17件。結果的には1件しかなかったということなんですけれども、今後ここはふえてくるわけでしょうか。場所は大体どの地域なんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、この17件というまず考え方なんですけれども、これについては、平成22年度、平成23年度がそれぞれ平成22年で実際に6件の調査をしております。それから、23年度は9件の調査をしております。こういったことにつきましては、建て主のほうから、現状変更の手続について相談来るわけですけれども、その際に埋蔵文化財の指定区域に入っている場合、こういった費用を個人負担でこれまでやってもらっていたものなんです。これらについて、文科省のほうでこういった部分を個人負担を軽減しましょうということで今回の事業があるわけなんですけれども、これについて、前は元手樽地区で貝塚の遺跡区域で1件建築するというので、実際に調査をしております。

残りについて、じゃあ16件というのはどうなんだということなんですけれども、あくまでも過去の実績ベースで今回これ捉えて文科省に報告して、一応事業ベースをつくっているものですから、皆さん方が今後こういった建てかえをしていくかということについては、さらにPRをしていながら、できる限りこういった制度を活用して新築する方については新築していただきたいということで、お話をしていこうというふうに思っております。

こういった地域ということなんですけれども、基本的に沿岸部が多く、やはり貝塚がほとんどですので、そういった部分に関しての被災した方々の建てかえに関して、ぜひ今後もPRは続けていきたいというふうに思っています。何件かは教育委員会のほうにご相談に来ている方もいらっしゃいます。ただ、かさ上げとかそういったものも今迷っているとか、そういった方々がいらっしゃいまして、自分との資金面でのいろんな検討がなされているんだろうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうですね、まさに今課長おっしゃったように、PRだと思うんですね。個人負担が今度国でやってくれるんだから、やっぱりどしどしこういう対象の方にはPRしていただければいいのかなと。この予算書を見ると1件で300万円ですか。1件で300万円ですか、対象全部合わせて、予算として測量業務ですから全部が300万円だと思うんですけれども。そういうことで、大変なお金だと思うんですよ。個人負担にすれば。ですから、今言われたようにやっぱりPRどんどんして、せつくなこととさせていただきます。頑張っていた

できればと思います。

- 議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）なしの声ありますので、質疑なしと認め、報告を終わります。
-

日程第6 報告第3号 平成24年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

- 議長（櫻井公一君） 日程第6、報告第3号平成24年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 報告第3号平成24年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の高城雨水ポンプ場機器更新工事、国道45号下水道管移設設計業務、松島地区下水道復興調査設計業務、松島町公共下水道事業認可変更設計業務、迎山地区雨水路整備工事につきましては、関係機関との協議及び隣接地所有者との調整に時間を要し、繰り越した事業であり、高城雨水ポンプ場機器更新工事ほか3事業につきましては、平成26年3月下旬までに完了見込みとなっており、迎山地区雨水路整備工事につきましては、平成25年5月に完了しております。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、関係機関との協議に時間を要し、繰り越した事業であり、平成26年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

- 議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。
-

日程第7 報告第4号 平成24年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

- 議長（櫻井公一君） 日程第7、報告第4号平成24年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 報告第4号平成24年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についての提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、申請者のうち1名分の住宅建築工事について業者の資材調達が大幅におくれ、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成25年10月下旬までに完了する見込みとなっております。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費につきましては、昨年度繰り越した事業であり、松島大橋橋梁等の協議設計に時間を要したことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成25年12月の完了見込みとなっております。

以上で、一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 11款はいいんでありますが、2款のほうでちょっとお聞きをしたいと思っています。

事故繰越であります。これはどんなふうにして計算されたのか、50万円だけ、450万円のうち400万円は支出済みだと、支払い未済が50万円だと。88.8%工事今終わっていると、支払い終わっていると、こういうことになるわけですが、50万円の事業を繰り越さなければならなかった理由というのは何なんですか、こいつ。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 最終的に繰越、要するにした方、事故繰になった方が1名ということでした。当初の繰越、最終的な補正予算で計上した時点ではまだ数件の方残っていたんですけども、最終的に事故繰扱いになったのは、1件の方ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は、事故繰越の内容がどうなんだと聞いているわけですよ。事故繰越ね。450万円の事業をして、400万円支払っているわけですから50万円だけなんですよ。50万円というのは、何か人件費であれば人件費、人足らなかったとか、あとはものであれば、ものにかかわる何ですから、人件費は当然出てくるわけで、ものなんか知れたもの、30万円や20万円になってしまうのではないかと、それを事故繰越にしなければならなかった理由というのは何なんだと。こういうことなんですよ。

事故繰越というのはここで私も議員さん方に皆出したほうがいいというので、議運のときに言いまして、事故繰越とはこういうんだと、こんなことで、これは私わかるわけですよ。わかるんですが、なぜ50万円ばかりのやつを事故繰越しなければならなかったのやと、88.8%

は支払っているわけですから、終わったわけでしょう。だから、その事業も3月で何ですか、事業の内容を精査して、支払ったんだと思うんですが、そういうふうな精査をしたのはいつなのやと、ここも含めてお聞きをしたいわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、繰り越したのはここに支出負担行為450万円とありますけれども、これは1件50万円掛ける9件です。5、9の45で450万円。ですから、8件はもう終わっていると、完成払いで。1件だけが何割終わったのか、終わらないとかではなくて、50万円そのものを完成したらやるということで、まだ全然10月まで完成していないと、10月に完成見込みと、その後に完成を見てその後に50万円をやるということで、1件そのものが残っているということでありませう。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、何ですか、補助申請が出て、補助決定をしたと、そいつが契約になるわけでしょう。補助決定か何かしたのが契約になるわけでしょう。だから、それはいつされたんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） ご本人からの申請でございますが、24年1月10日にありまして、交付決定は24年1月27日、24年度事業として決定しております。失礼しました、23年度事業として決定しております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） その23年度事業だから、24年度で事故繰越をしたと。何で事故繰越にならなければならなかったのかというようなことは、何か聞いているんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） この宅はハウスメーカーに依頼しておりまして、資材不足ということですが、コンクリート不足ということで、工事に着手できなかったということございまして、予定では24年9月に完成予定でしたが、12月になっても請求がないということでいかがしたんでしょうということで、私どもで相談に行きましたら、着手の見込みがたっていないということで、ハウスメーカーから連絡がありましたということで、私どもからハウスメーカーに問い合わせをしたところ、先ほど申しあげましたように資材が入ってこないということでございまして、じゃあなるべく早く施主さんの要望に応えるように頑張りたいということで、25年3月に基礎工事に着手しております。現在、配管工が終わりまし

て、6月24日が棟上げ、9月には大体できあがって、10月は登記になるということで、10月末までには終わるであろうというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今のでわかったわけではありますが、ただ、補助申請された、する、そして事業が進行しているのかどうかというようなことを事業管理ですか、事業の管理というのはやっぱりしていかなきゃならない。ただ、繰越明許というのがあるからいいんだよ、事故繰越すればいいんだよというふうなことでは、予算というのは単年度収支が原則なんですから、事故の場合はこういうふうなもの、50万円のなんですね、資材がないからなんていうのは大体考えられないでしょう、一般的には。早く補助申請したんだから、早くそっちしなさいと、こういうことでやらないと、単に予算取ったんだ、だめなんだからいいんだよと、繰越明許あるんだからいいんだよ、事故繰越でいいんだよというふうなことでは、役場の仕事としておかしいのではないかと申し上げておきたい、こういうふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） ほかにございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ちょっと教えてほしいんですが、これは公共土木だから、松島の大橋のほうで財源内訳未収入特定財源地方債100万円となっていますが、事故繰越なのにこれから100万円借りるということなんですか。よくわかんないんですけれども、教えてください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一応、国費とか県費というのは、ある程度事故繰の場合というのは、23年度の事業ですけれども、23年度に来るか、二重繰越で次の年に来るかというのが、国費とか、国の会計も先ほど尾口議員さんが言われたとおり、国でも県でも町でも単年度収支ということが原則ですから、ありますけれども、起債の場合はあくまでも完成した後でないと起債を発行できないという形でこういう形になっております。

○企画調整課長（亀井 純君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） ということは、松島の負担ということになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ここよく読んでいただくとわかると思うんですけれども、未収の特定財源ということで、今のところは来ていませんよと、その未が発注完成になれば未がとれて収入となって特定財源となるということですから、そういうことです。ですから、来ますということ。完成すれば、未がとれて実収入になるということ。す。す。「わかりました」の

声あり)

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

ここで、議事進行上休憩をとりたいと思います。よろしいですか。

再開を11時20分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第8 報告第5号 平成24年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、報告第5号平成24年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第5号、平成24年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の二子屋浄水場基本設計業務委託につきましては、浄水処理方法及び施設規模、施設位置の選定に時間を要したため、繰り越した事業であり、年度内完了を見込んでおります。

以上で、水道事業会計予算繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば、受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第9 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第56号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第56号、松島町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行させるものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業について、土地改良事業の範囲から削除することにより、当該研究所が行う事業に伴う仮換地等に伴う固定資産税、特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するものであります。

また、条例の規定で引用している地方税法の条項の項番号のずれを改めるものであります。さらに、平成25年4月1日前に耐震基準適業住宅に係る耐震改修の契約を締結し、同日以後に当該耐震改修が完了するものについての固定資産税の減額措置に係る提出する書類を追加するための読みかえ規定を規定したものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、引き続き説明させていただきます。

説明は、提案理由書の次のページの条例に関する説明資料に行いますので、お手数をおかけしますが、条例に関する説明資料をお開き願います。

まず、町税条例第54条第5項及び第131条第4項の規定は、土地区画整理事業や土地改良事業の施工中の土地に係る納税義務者の特例措置を定めたものでありますが、この特例措置の適用を受けることができる独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業であります。この事業につきましては、概ね終了し、特例措置の適用が今後はないものと見込まれることから、地方税法においてこの特例措置が廃止されました。

このため、本町条例においても地方税法同様の措置とするために、改正したものであり、その内容は独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業について土地改良事業の範囲から削除することにより、当該研究所が行う事業に伴う仮換地等の指定があった場合の仮換地や仮使用地に係る固定資産税や特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するものであります。

なお、この独立行政法人森林総合研究所が実施する事業は、本町にはございません。

次に、町税条例附則第10条の2の改正につきましては、条例の規定で引用している地方税法附則第15条の項番号が同法改正によりずれが生じたために改正するものであります。

次に、改正条例附則の経過措置関係であります。耐震改修に係る固定資産税の減額措置の申請の際の提出書類の読みかえ規定したものであります。耐震改修による減額措置の適用要件については、昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日から平成27年

12月31日までに改修工事が完了、住宅部分の割合が当該家屋の2分の1以上であることなど一定の要件がありますが、この中に耐震改修に要した費用の基準額があります。この額については、地方税法施行例に規定されており、今回その基準額が30万円以上から50万円を超えるに改正されたことに伴い、この基準額の適用が改正地方税法施行例の施行期日の平成25年4月1日の前と後では異なるため、耐震改修工事の契約日の特定、把握が必要となるために、申請する際の提出書類を追懐するためのものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を承認するとに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第56号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第10 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第57号専決処分の承認を求めることについてをとします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第57号、松島町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行させるものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、条例の規定で引用している地方税法の条項の項番号のずれを改めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わ

ります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第57号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第57号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第11 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第58号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第58号、松島町国民健康保険税条例町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行させるものについて専決処分を行ったところであります。

今回の改正は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものと同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後御6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を高ずるための改正であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第58号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第12 議案第59号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第59号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第59号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成25年4月1日に社団法人松島観光協会が一般社団法人松島観光協会に名称を変更したことに伴い、改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第60号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第60号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第60号、松島町町税条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行させるものについては専決処分しましたが、その他の改正必要事項について改正するものであります。

主な改正内容であります。個人町民税につきましては、地方公共団体への寄附、いわゆるふるさと寄附金をした場合、現行では2,000円を超える全額が控除されますが、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準額とする復興特別所得税も軽減されることを踏まえ、寄附金税額控除の特例控除額を改正するものであります。

また、住宅借入金等特別税額控除については、その適用期限を居住開始年が平成29年である

ものまで4年間延長するものであり、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の引き上げも行うためのものであります。また、東日本大震災の被災者に係る住宅の再取得についても同様の措置をするためのものであります。

さらに、東日本大震災により居住用家屋が居住の用に供することができなくなった所有者の相続人が、当該家屋の敷地を譲渡した場合でも、譲渡所得の特例の適用を受けることができるよう規定するものであります。

その他の事項につきましては、延滞金の割合について近年の低金利状況を踏まえ、国税においてその割合の見直しが行われたことに合わせ、地方税置いても同様の見直しを行うために改正したものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、引き続き説明させていただきます。

説明は、条例に関する説明資料により行いますので、提案理由書の次のページの条例に関する説明資料をお開き願います。

まず、34条の7、第2項の改正につきましては、寄附金税額控除の特例控除額を復興特別所得税が軽減された相当分額を減額させるものであります。その寄附金税額控除の仕組み及び見直しの理由については、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しの下に文を表記しております。

まず、この仕組みにつきましては、丸印の上のほうであります。地方公共団体に寄附、いわゆるふるさと寄附金を行った場合、所得税の寄附金控除と個人町県民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2,000円を超える額について全額控除できる仕組みとなっております。

次に、見直しの理由については、丸印の下の方であります。平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別消費税額も軽減されることを踏まえ、個人町民税におけるふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の特例控除額の見直しが行われるものであります。

このことを算式的にあわらしますと、ふるさと寄附金額が2,000円を控除した額が、国税と地方税とで控除できます。この控除は、改正前においては所得税分プラス個人町民税の基本分プラス個人町県民税の特例分でありましたが、改正後は先ほど言ったとおり、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額が低くなり、これに連動する所得税額を

課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることとなります。この軽減された復興特別所得税額が改正前の算式に追加されることとなりました。これにより、このままの率で計算しますと寄附金控除適用下限額の2,000円を超えての税額控除額になるため、追加された復興特別所得税額軽減額相当分だけ個人町県民税の特例分を減額すると。そして、寄附金控除の下限適用額の2,000円を維持するというものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

附則第3条の2第1項についてであります。延滞金の割合については、近年の低金利状況を踏まえまして、国税において見直しが行われ、それに合わせて地方税もするものであります。その内容は、特例の対象範囲を拡大したこと、それから特例基準割合の定義を変更したこととあります。特例割合の従前の定義は公定歩合に4%を加算したものでありましたが、改正後は前々年10月から前年の9月における貸し出し約定平均金利に1%を加算したものととなります。

なお、貸し出し約定金利は今のところ1%くらいと見込まれております。これに、1%を加算した合計の2%が特例基準割合となる見込みであります。

また、本資料において公定歩合と表現しておりますが、公定歩合という名称は今は基準割引率及び基準貸し付け利率との名称に変更されておりますが、国からの通知などにおいてもまだ公定歩合との表現がなされておりますので、本資料においても公定歩合と表現させていただきました。

この改正により、延滞金の割合は表に記載してあるとおり、納期限の翌日から起算して1カ月を経過した期間の延滞金の割合は、現行の年14.6%になっているものが、特例基準割合に7.3%を加算した割合の9.3%くらいになる見込みであり、現行より5%くらい引き下がるものと思われま。また、納期限から1カ月以内に係るものにつきましては、現行の年4.3%の割合を特例基準割合プラス1%の3%くらいとするためのものであり、現行より1%くらい下がる見込みと思われま。

次に、同条第2項の規定につきましては、法人税法の規定により税務署長が申告書提出期限の延長を認めたものに係る延滞金の割合については、他の延滞金との性質が異なることから、この部分に関しまして第1項から削除し、第2項として新設し、延滞金の割合も他のものより低くするものであります。

次に、附則第4条第1項の改正は、今お話しした附則第3条第2項の新設により、文言の整理などのための改正でございます。附則第4条の2の改正は、本条において引用する租税特

別措置法第40条の項番号ずれに対応する改正であります。

次に、附則第7条の3の2の改正は、住宅借入金等特別税額控除についてその適用期限を居住開始年が平成29年であるものまで、4年間延長するものであり、また住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を引き上げるものであります。今回の改正の趣旨は、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、緩和するなどの観点から特例的な措置として講じられたものであり、所得税における改正後の住宅借入金等特別税額控除の概要及び東日本大震災の被災者に係る再建住宅借入金等を有する場合の改正概要は3ページの上段に記載したとおりとなっております。

次に、3ページの中ごろの個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の改正概要をごらんください。

この個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除は、税源移譲により創設された制度で、所得税において控除しきれなかった残額があるものについて、翌年度分の個人町民税において、当該残高に相当する額を控除限度額の範囲内で減額するものであります。その額等に関しましては、表記載のとおり改正になっております。

次に、4ページをお開き願います。

附則第7条の4の改正は、第34条の7第2項の寄附金税額控除の改正と同様の改正をするものであります。

17条の2の改正は、本条において引用する租税特別措置法の項番号ずれに対応する改正であります。

次に、第22条の2第1項の改正は、その適用する対象の変更ありませんが、附則第17条の上記譲渡所得の特例などの規定の読みかえについて、読みやすいように読みかえ部分を表にするとともに、いずれの条項が読みかえられているかわかりやすいように規定の整備をしたものでございます。

同条第2項の新設は、東日本大震災によりその有する居住用家屋が住居の用に寄与することができなくなったものの相続に、当該家屋に居住していた者に限りませんが、当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有してきたものとみなして、第1項で読み変えられた譲渡所得の特例の適用を受けることができる旨を規定したものであります。

同条第3項は、第2項の新設に伴う字句の修正を行ったものでございます。

附則23条の改正は、本条において引用する地方税法や震災特例法の項番号ずれに対応する改

正でございます。

5 ページに移ります。

改正条例附則において、住宅借入金等特別控除に係る改正規定の施行期日を、平成27年1月1日とし、その他の改正規定の施行期日については26年1月1日としたものであります。また、延滞金及び町民税の経過措置を規定したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第61号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第61号松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第61号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行されるものについては専決処分しましたが、その他のものについて改正するものであり、その内容は本条例の規定で引用している地方税法租税特別措置法の条項の項ずれを改めるものなどであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第62号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第62号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第62号、松島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療保険料の延滞金につきましては、松島町町税条例の規定に準ずることを基本

にしているところであり、今回の松島町町税条例の一部改正において、延滞金の割合が改正されることに伴い、松島町後期高齢者医療保険料の延滞金の割合を改正するものであります。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第16 議案第63号 松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第63号松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第63号、松島町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

介護保険料の延滞金につきましては、松島町町税条例の例によることを基本にしているところであり、今回の松島町町税条例の一部改正において延滞金の割合が改正されることに伴い、松島町介護保険料の延滞金の割合を改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第64号 権利の放棄について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第64号権利の放棄について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第64号、権利の放棄について、提案理由を申し上げます。

東日本大震災により多くの事業者が被害を受け、その復旧・復興のため新たな債務を抱える、いわゆる二重債務問題が発生しております。そのため、国においては平成23年6月の二重債務問題への対応方針に基づき、平成24年2月に国が出資し、既存の債務の買い取りを行う株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立し、事業者の負担を軽減することなど、事業再生の仕組みがつくられております。

このような中、松島町中小企業振興資金の融資を受けた事業者が当該機構に制度活用の申し出を行ったことから、当該機構では事業者の復興や経営状況の見直しなどについて審査した結果、事業者の負担を軽減することにより、事業再生が図られるとの判断から平成25年4月26日に支援決定がなされました。

震災からの着実な復興のためには、この二重債務問題に早急に対応し、被災者、金融機関、

国、自治体がそれぞれ痛みを分かち合い、一体となって問題に当たることが必要になることから、町が宮城県信用保証協会と締結した松島町中小企業振興資金に対する損失保証契約に基づき、町の損失保証25万1,325円に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

これによりまして、町内事業者の早期復興と事業再生が図られると考えております。

なお、資料の詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、次のページの資料をごらんいただきたいと思っております。

二重債務問題の対応の一環として、東日本大震災事業者再生支援機構により債権買い取りが実施されることとなり、買い取る再建には信用保証協会の求償権も含まれることとなります。

東日本大震災により被災した事業者が返済困難となり、東日本大震災事業者再生支援機構に相談をします。債権買い取りが決定され、信用保証協会は金融機関に代返済となり、内訳に④になりますけれども、内訳につきましては譲渡価格が682万6,687円、松島町中小企業振興資金融資に対する損失補償額の額25万1,325円、日本政策金融公庫は80%に当たる139万6,250円、信用保証協会が9万7,738円となります。額面857万2,000円を682万6,687円で、信用保証協会は支援機構に不等価譲渡し、求償権の買取代金が支払われ、信用保証協会の求償権は消滅します。

町においては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得て回収納付金を受け取る権利の放棄となります。

松島町の損失補償額については、額面857万2,000円から不等価譲渡682万6,687円を差し引いた額から、日本政策金融公庫分139万6,250円を差し引いた額、34万9,063円に松島町中小企業振興資金融資に対する損失保証契約において定めた責任共有割合80%を乗じた上、損失補償割合90%を乗じた金額が25万1,325円となります。

被災した中小企業の早期の事業再生を図るため、国の支援策であり中小企業の負担軽減を図り、再生させることを短時間で進めることを前提とした支援策となっております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第65号工事請負契約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第65号、工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

平成25年3月議会定例会において、松島町中央公民館大規模改修工事に関する工事請負変更契約について議決をいただきました。

その時点で、環境整備等の使用、内容、数量等が確定しておりませんでした。今回確定したことにより変更するものであります。

敷地全体の環境整備も含めた工事を行うものであり、外部テラスについて経年劣化により浮き部や破損箇所が年々増大し、修繕においても同一のタイルが製造中止のため、補修箇所が色違いとなっていることから、新たな磁器タイル張りにより改修し、また公民館の中心部に設置されている明かり取りを目的とした中庭について、議会の皆様方からも現場視察の際、中庭スペースのさらなる有効利用とのご意見をいただき、新たに多目的スペースとして誰もが自由に活用できるようにするために、改修するものであります。

さらに、災害時に備えるため、調理実習室についてもオール電化に全ての器具を改めますが、さらに炊き出し用として大釜用ガス設備2基を設置することを含め、変更するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第66号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第66号平成25年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第66号平成25年度松島町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、津波被災住宅再建支援事業及び風疹任意予防接種助成事業、並びに4月の職員の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、6ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費の賃金につきましては、文書整理事務に係る臨時職員雇用の経費を補正するものであり、旅費につきましては、7月28日から8月3日まで予定の松島中学校生徒ホームステイ事業が実施されるアメリカ合衆国ノースカロライナ州チャペルヒル町への御礼と友好関係を築くに当たり、議会及び町国際交流協会に同行していただくため補正するものであります。

8目企画費につきましては、平成25年3月に追加交付された東日本大震災復興基金交付金津波被災住宅再建支援金を財源として、津波被災住宅再建支援事業補助金を交付し、津波浸水区域の被災世帯の住宅再建を支援するため補正するものであり、また平成25年4月に財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金の交付決定を受けた上竹谷行政区の備品購入事業に対し、補助金を交付するため補正するものであります。

2項1目税務総務費につきましては、緊急雇用創出事業の震災対応事業として、賦課業務等に係る臨時職員雇用に伴う経費について補正するものであります。

8ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費の賃金につきましては、戸籍窓口業務に係る臨時職員雇用の経費を補正するものであり、委託料につきましては、広域災害に備えるための戸籍副本データ管理システムについて、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が施行され、義務化となり、国のシステムについても10月から本格稼働となることから、今回補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費の賃金につきましては、緊急雇用創出事業の震災対応事業として窓口業務等に係る臨時職員雇用の経費を補正するものであります。

10ページをお開き願います。

2項3目保育所費の賃金につきましては、緊急雇用創出事業の震災対応事業として、保育業務に係る臨時職員雇用の経費を補正するものであります。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、風疹の拡大と先天性風疹症候群を予防し、安心して妊娠出産できるよう、任意予防接種に係る経費について全額助成するため、補正するものであります。

5目環境衛生費の合併処理浄化槽設置事業補助金につきましては、当初30基で予算を計上しておりましたが、東日本大震災以降の家屋新築、改築の増加により事前申し込みを含め既に30基に達していることから、今後の設置要望を勘案し、20基分を新たに補正するものであり

ます。

12ページをお開き願います。

5款労働費1項1目勤労青少年ホーム費につきましては、東日本大震災によりお亡くなりになった故[]保育所長のご遺族である[]氏により、児童教育及び社会教育の充実を図るために、児童書等の購入費に役立ててほしいとの旨で、平成25年3月25日に寄附をいただいたことに伴い、故人の遺志を尊重し、勤労青少年ホーム図書室に幼児、児童用図書を整備するための図書購入費を補正するものであります。

6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、県営土地改良事業土手外地区の事業費変更に伴い減額するものであります。

5目園芸振興費につきましては、平成25年度と予算審査特別委員会からの意見を踏まえ、東日本大震災で被災したアイランド松島のセッコク培養栽培事業の代替施設として、手樽地域交流センター敷地内へのビニールハウス等の整備費用として、仙台農業協同組合からの寄附金を含め、For'00松島・夢・農業農村活性化推進協議会への補助金を補正するものであり、代替施設の整備により、当初予定しておりましたセッコク培養栽培業務等について減額するものであります。

2項2目林業振興費につきましては、新たに森林整備加速化、林業再生事業補助金が対象となったことに伴い、補助対象森林が拡大し、松くい虫被害を防止するための衛生松計画ほか分の伐倒駆除に係る経費を補正するものであります。

14ページをお開き願います。

3項2目水産業振興費につきましては、緊急雇用事業の震災対応分野としてカキ養殖再生事業を実施するものであります。

4目漁港建設費につきましては、古浦漁港及び銭神漁港など防潮堤がない箇所の新設整備事業について補助採択となったことに伴い、補正するものであります。

7款商工費1項2目商工業振興費につきましては、松島町中小企業振興資金に対する損失保証契約に基づき、宮城県信用保証協会が代返済した額に割合を乗じた額について補正するものであります。

16ページをお開き願います。

10款教育費4項2目公民館費につきましては、中央公民館のオープニングイベント事業として実施予定の事業について、国へ申請を行ってきたところ、文化庁より地域発文化芸術創造発信事業として採択されたことに伴い、演目等の追加経費について補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、古浦銭神漁港防潮堤整備事業に係る一般財源負担分及び県営圃場整備事業土手外地区について、震災復興特別交付税の対象となることから、補正するものであります。

15款国庫支出金2項2目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました合併処理浄化槽設置事業に対するものであります。

4目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました地域発文化芸術創造発信事業に対するものであります。

6目農林水産業費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました古浦銭神漁港防潮堤整備事業に対するものであります。

16款県支出金2項3目衛生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました合併処理浄化槽設置事業及び18歳以上39歳以下の住民に対する健康診査として実施しております青年健康診査に対する財源として、被災者健康支援事業補助金の内示に伴い補正するものであります。

4ページをお開き願います。

4目労働費県補助金につきましては、緊急雇用創出基金事業の震災等緊急雇用対応事業の追加に伴い、補正するものであります。

5目農林水産業費県補助金につきましては、当初予定していました松くい虫防除事業費補助金及び宮城の松林健全化事業費補助金にかわり、新たに補助率の高い森林整備加速化林業再生事業費補助金の対象となることから、補正するものであります。

18款寄附金1項2目農林水産業費寄附金につきましては、歳出でご説明しました被災したアイランド松島セッコク培養栽培事業の代替施設整備に対する仙台農業協同組合からの寄附金について補正するものであります。

19款繰入金2項3目震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました津波被災住宅再建支援事業に対するものであります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、歳出でご説明しました上竹谷行政区の備品購入に対するものであります。

22款町債1項3目農林水産業債につきましては、県営圃場整備事業土手外地区について、震災復興特別交付税の対象となることから減額するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） それでは、詳細事業の説明に関しましては、昼食休憩後会議を再開し、主要事業説明資料の説明から入りたいと思います。

ここで、昼食休憩に入ります。

再開を13時といたします。

午後0時05分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、一般会計補正予算（第2号）についての主要事業説明資料の説明を求めたいと思います。初めに小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、補正予算書の7ページ2款総務費1項8目企画費の松島町津波被災住宅再建支援事業の概要について説明をさせていただきます。

お配りしております資料の松島町津波被災住宅再建支援事業概要をごらん願いたいと思います。

この資料の3枚目に概要をまとめておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず初めに、事業の趣旨ですが、平成25年3月に追加交付されました東日本大震災復興基金交付金の津波被災住宅再建支援分を財源として津波により被災した住民の本町への定住促進と住宅再建を支援するため、松島町津波被災住宅再建支援事業補助金として、最大250万円を補助する事業となります。

今回の事業の対象者になりますが、東日本大震災の発生時に津波浸水区域の持ち家に居住していた方で、（1）の本町内で住宅再建を行い、（2）の罹災証明の判定が半壊以上の被害を受けた方の2つの条件を満たす方が対象者となります。

なお、他の沿岸市町でがけ地近接等危険住宅移転事業による住宅取得の利子補給や同じ東日本大震災復興基金交付金を活用した住宅再建支援制度を利用している方につきましては、財源の重複交付を避けるため今回の事業の対象者とはしていません。

なお、住宅については店舗等の兼用住宅も対象としておりまして、既存の復興支援定住促進事業補助金制度と同様に、2分の1以上の面積が居住部分であることを要件としております。事業所や店舗のみの場合については、住宅再建という趣旨から対象外となります。

続きまして、事業の期間についてです。ことしの7月1日より平成28年3月31日までとして

おります。平成23、24年度に行われた事業についても遡及して対応いたします。

続きまして、補助限度額についてです。住宅取得補助で最大150万円、対象経費の10分の1を限度額としております。対象経費としては、既存の復興支援定住促進事業補助金と同様に、住宅再建に要した費用として建築工事に係る経費を対象としています。ただし、対象者の中で、復興支援定住促進事業補助金の交付を受けている方は、その差額分のみを新たに補助いたします。そのため、当初予算においては津波浸水区域の被災者を想定し、既存制度で予算化しているので、今回の補正につきましてはその差額分を計上しております。

宅地かさ上げ等分につきましては、現行制度と同様に最大100万円、対象経費の2分の1を限度額としております。既存のかさ上げ等補助金と同様に新しい建築物の基礎を50センチ以上の基礎高にするか、宅地を50センチ以上盛り土する工事などを対象としたものに、今回の追加分の財源を充当するものでございます。ただし、既存の制度では事業用の倉庫等も対象としておりましたが、今回は住宅に限り財源を充当するものであります。かさ上げ部分につきましても当初予算において、津波浸水区域の被災者を含めて予算化しており、既存制度と同額となりますので、今回補正予算としては計上しておりません。

下には、住宅取得に当たり、既存の復興支援定住促進事業補助金の交付を既に受けていた方が、今回新たに対象者になった場合のイメージを記載しております。この場合、新たに100万円が差額分として補助され、住宅取得分としては合計150万円の補助金を受け取ることができます。また、さらにかさ上げなどを行った場合には最大で100万円を補助し、合計で最大250万円を補助して住宅再建を支援してまいります。

今回の補助に当たり、対象者としては住宅取得分として約120件の利用を見込んでおります。この制度につきましては、広報紙などを活用しながら広く周知を図り制度の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） これで終わりね。

補正予算提案理由の説明、そのほかの担当課。まちづくり課いっぱいあるでしょう。補正予算関係の資料がいっぱい出ておりますけれども、これらについての説明はあるのですか、ないのですか。今津波被災の住宅再建支援のやつの説明はありましたけれども、その他の説明資料配付されておりますが、補足の説明はございますか。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 予防接種事業について、ご説明させていただきます。

風疹の任意予防接種に係る助成事業となります。全国的に風疹の患者数がふえていることか

ら、妊娠初期の女性が罹患した場合、生まれてくる子供が先天性風疹症候群に罹患することが懸念されております。そのため、妊娠を希望する抗体を持たない方が安心して妊娠、出産できるよう風疹の任意予防接種に係る助成を行うものであります。

事業の内容といたしましては、対象者が19歳から49歳の男女、それから妊娠している女性の配偶者といたします。

助成額につきましては、対象者1人当たり1回全額助成となります。事業の期間といたしましては、25年4月1日から遡及いたしまして平成26年3月31日までとします。

事業費につきましては、接種対象者見込み数を140名といたしまして、償還払いに行い1人1万円の補助としまして140万円ほど計上させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 次は。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、セッコク培養栽培事業についてご説明をさせていただきたいと思っております。

本日追加として資料お出しさせていただいておりますのをごらんいただきたいと思っております。全体の事業につきましては、今回の補正のほうで上げさせていただいております400万円となっております。その内容につきましては、農業用のパイプハウス、それからプレハブ、暖房機器、それからエアコン、電気、水道工事等となっております。

今後の管理運営につきましては、説明をさせていただいておりますけれども、運営主体がFor' 00松島・夢・農業農村活性化推進協議会がセッコク部会を設けましてこちらのほうが主となって運営をしていくこととなっております。

アイランド松島の解体時期につきましても、県の補助事業終了の承認があって、7月の初旬ごろという形で予定しております。その後、JA仙台が解体に入るという形で今進んでおります。以上です。

○議長（櫻井公一君） そのほかに説明はございますか。漁港関係なし、水道なし。ないですね。終わり。

日程第20 議案第67号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） それでは、日程第20、議案第67号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第67号、松平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費を補正するものであります。これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第68号 平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第68号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第68号、平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費を補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第69号 平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第69号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第69号、平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費を補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額する

ものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第70号 平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第70号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第70号、平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費を補正するものであり、これらの財源を精査し一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第71号 平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第71号平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第71号、平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴い、職員の人件費を補正し、水道事業費用の総額を5億9,639万1,000円とする者であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第72号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を

求めることについて

- 議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第72号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 議案第72号、松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現委員の高松力男氏は、平成13年7月25日から現在まで4期12年にわたり委員を務められ、町政に大きく貢献をしていただいております。

このたび、7月24日をもって任期満了となりますので、再度高松力男氏を選任することについてご同意をいただきたく提案を申し上げます。

高松力男氏は委員としてふさわしい方でありますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより、議案第72号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

投票の準備をさせます。投票準備。

〔議場閉鎖〕

- 議長（櫻井公一君） 準備ができました。議場の出入り口を封鎖します。

ただいまの出席議員は15名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、7番渋谷秀夫議員、8番高橋幸彦議員を指名

します。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（櫻井公一君） 異常なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔事務局長の読み上げにより順次投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。7番渋谷秀夫議員、8番高橋幸彦議員、開票に立ち合いをお願いします。開票をしてください。

〔開票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（櫻井一夫君） 投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 ゼロ

有効投票中 「可」とするもの 15票

「否」とするもの ゼロ

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第72号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

〔議場閉鎖〕

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、17日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時25分 散 会